

福山市教育委員会会議（第10回）議事日程

2024年（令和6年）12月18日

午前10時 於：教育委員室

日程第1	会議録の承認について	
日程第2	教育長報告について	1
日程第3	令和6年12月定例市議会答弁報告	3
日程第4	広瀬学園小学校、広瀬学園中学校及び常石ともに学園への入学・転入学に係る申請状況について	19
日程第5	議第41号 臨時代理の承認を求めることについて（議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出）	21
日程第6	議第42号 福山市教育委員会会議規則及び福山市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正について	24
日程第7	議第43号 福山市学校給食費の徴収に関する規則の制定について	27
日程第8	議第44号 福山市立幼稚園の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について	32
* 日程第9	議第45号 福山市善行児童生徒顕彰における対象者の選考について	
* 日程第10	議第46号 福山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の解職及び委嘱について	
* 日程第11	議第47号 臨時代理の承認を求めることについて（教職員の人事）	
* 日程第12	議第48号 臨時代理の承認を求めることについて（教職員の人事）	
* 日程第13	議第49号 臨時代理の承認を求めることについて（教職員の人事）	

*は非公開予定

教育長報告

11月	14日	木	元気大賞部門表彰（新市中央中） 学校訪問（蔵王小）	
	15日	金	学校訪問（城東中）	
	16日	土	福山市立西小学校創立150周年記念式（西小） インクルーシブ・スポーツ・フェスタ広島2024（エフピコアリーナ）	
	17日	日	ジュニアエコノミーカレッジ2024（福山市立大学）	
	18日	月	学校訪問（水呑小） 表敬訪問〔伊勢丘スナッグゴルフクラブ〕	
	19日	火	文教経済委員会	
	20日	水	元気大賞部門表彰（駅家西小、駅家北小） 学校訪問（霞小）	
	21日	木	学校訪問（済美中）	
	22日	金	元気大賞部門表彰（春日小） 中央図書館入館者数1千万人達成記念（中央図書館） 第67回広島県中学校理科教育研究大会福山大会（誠之中）	
	23日	土	第23回木下夕爾賞表彰式（ふくやま文学館）	
	24日	日	第45回福山市PTA連合会ブロック協議会別親善球技大会 （ローズアリーナ）	
	25日	月	学校訪問（新涯小、日吉台小）	
	26日	火	元気大賞部門表彰（城西中） 赤坂ロータリークラブ善行児童生徒表彰式（一心ビル 赤坂町）	
	27日	水	本会議 学校訪問（松永小）	
	28日	木		
	29日	金	福山祭委員会総会（60会議室）	
	30日	土	福山市立東小学校創立150周年記念式典（東小）	
	12月	1日	日	秋のぼら祭2024「第20回子ども写生大会」表彰式（大会議室）
		2日	月	
		3日	火	
		4日	水	
		5日	木	本会議
		6日	金	本会議
		7日	土	
		8日	日	
		9日	月	本会議
		10日	火	本会議
		11日	水	文教経済委員会 市長表敬訪問〔NFLフラッグフットボール〕
		12日	木	予算特別委員会
		13日	金	予算特別委員会
14日		土	福山市職員労働組合連合会結成10周年記念式典（エフピコアリーナ） 2024年度（令和6年度）善行市民表彰式（県民文化センター）	

12月	15日	日	
	16日	月	
	17日	火	
	18日	水	第10回教育委員会会議 本会議 市長表敬訪問〔広島東洋カープジュニア〕

【一般質問】

- ・水曜会 石口 智志 議員
 加藤 陽一郎 議員

- ・誠友会 大村 展正 議員

- ・公明党 生田 政代 議員

- ・市民連合 阿部 直文 議員

- ・新政クラブ 八杉 光乗 議員

- ・無所属 石岡 久彌 議員
 三好 剛史 議員

※記載内容については、福山市議会の正式な記録ではありません。

順序	1	質問日	12月5日	会派名	水曜会	名前	石口 智志
----	---	-----	-------	-----	-----	----	-------

発言の要旨	
3	教育行政について
①	学力課題について
②	問題行動について
③	不登校について
④	教員の勤務実態について
⑤	研修について
⑥	教職員のストレス増について
⑦	学校で徴収する教材費等について
⑧	給食費の公会計化について

〔教育長答弁〕

学力の課題についてです。

学力の向上は、その学年で身に付けることを着実に身に付けていくこと。そのために、テストなどで把握した、つまずきや課題を早期に克服・改善していくことが重要だと考えています。

また、家庭学習については、全国学力・学習状況調査に関する、国の分析結果でも、家庭学習と学力の間には相関関係があることが示されています。

授業だけでは学力の定着は困難だと考えており、学習習慣の確立に向けて取り組むことは重要であると考えています。

このため、今年度の全国学力・学習状況調査の結果を受け、まずは、小・中学校の校長会において、現状に対する危機感の共有と、宿題を含めた適切な家庭学習習慣の取組を要請したところです。各学校では、「結果・分析・取組シート」を作成して、つまずきの状況や要因を分析し、その中であきらかになった課題を克服するための授業改善を行っています。

また、授業以外に時間を確保し、基礎学力の定着を図るドリルやテストを実施するとともに、必要な家庭学習に取り組むようにしています。

今後も、学力向上に向けて、さらに検討を重ねてまいります。

次に、問題行動についてです。

本市の2023年度（令和5年度）の暴力行為発生件数は、公立小中学校で269件、広島県は、3,724件、全国は、103,626件です。

国県と同様に、本市においても前年度より増加しており、要因として、

- ・感情のコントロールができない
 - ・自分の考えや思いをうまく伝えられない
- 等から、暴力行為につながるケースが多いです。

次に、不登校についてです。

本市の2023年度（令和5年度）の不登校児童生徒数は、公立小中学校で1,560人で、4年連続増加しています。

- ・不登校の要因は、
- ・学校生活に対してやる気が出ない、
- ・生活リズムが崩れている等、様々です。

その背景には、コロナ禍の行動制限や学習環境の変化によって、「無理して学校に行かなくてもいい」という意識が児童生徒や保護者に広がったことやオンライン授業を含めた多様な学び方が浸透したことがあると捉えています。

不登校の取組として、文部科学省は、2023年（令和5年）3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOLOプラン）を策定し、多様な学びの場を確保することにより、学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを目指した取組を示しました。

本市でも、多様な学びの場を確保するため、既に

- ・学校内外のフリースクールの設置
- ・民間フリースクールとの連携
- ・学習端末を活用した不登校児童生徒の学習支援 等に取り組んでいます。

また、今年度、不登校支援チームを設置し、どこにも繋がっていない不登校児童生徒について、関係機関と連携しながら社会的自立に向けた適切な支援に繋げるための取組を進めています。各学校は、30日以上欠席には至らない休みがちな児童生徒の情報も含め、不登校支援委員会等で共有したのち、面談や授業での声掛け、家庭訪問等個に応じた支援を行っています。

次に、教職員の勤務状況についてです。

本市では、教職員の勤務実態を、入校・退校時刻を基に把握しています。昨年度、時間外在校等時間の月平均は小学校教諭28時間40分、中学校教諭37時間27分でした。把握を始めた2018年度（平成30年度）と比べ小学校で約10時間、中学校で約13時間減少しています。

これまで、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、本来の業務に専念できるよう、校務補助員や部活動指導員の拡充、17時以降の電話連絡制限、留守番電話設置など、業務量削減に向けた環境整備をしてきました。

また、2025年度（令和7年度）には、教職員の負担軽減を目的に統合型校務支援システムを導入することとしています。

もとより、こうした取組は、教職員が本来の業務に専念する時間を確保することで、教職員の資質の向上を図り、教育の質を高めていくことを目的に行うものです。今後も学校における働き方改革を進めてまいります。

次に、研修についてです。

本市では、教職員の授業力と専門性の向上を図ることを目的とし、教材研究を中心に据えて、市内一斉研修、初任者研修、管理職研修、福山教育フォーラム等、52の研修を実施しています。そのうち、教職員のニーズに応じた研修では、事前に221件の要望が寄せられ、「効果的なICTの活用」や「特別支援教育の視点を踏まえた授業づくり」等の内容を実施しています。

また、今年度は、中学校国語・数学・社会・理科の4教科で、講師を招聘し、希望した10名程度の教職員が、学習指導要領に立ち返りながら、教材研究、授業実践を進めています。8月に実施した教職員アンケートでは、「研修により、新しい発見や取組を見直すことがある」という問いに対して、肯定的な回答をした教職員は96.3%でした。

今後も、研修効果やニーズを踏まえながら、教職員が起点となり、学び高め合う研修を推進していきます。

次に、教職員のストレス増についてです。

本市教職員を対象としたストレスチェックで、「高ストレス」と判定された割合は、2021年度（令和3年度）から年度毎に、6.38%、7.93%、8.86%と増加傾向にあります。主なストレスの要因は、「対応困難な児童・生徒への対応」「事務的な業務量」でした。高ストレスの教職員に対しては、市教育委員会が行う「こころの健康相談事業」や公立学校共済組合健康相談事業等を活用し、産業医による面談や電話相談などを行っています。いじめや不登校、友人関係等の家庭からの相談については、現在、学校での対応だけでなく、市教育委員会、県教育委員会、県教育センターにも相談窓口を設けており、学校と家庭の信頼関係の構築に向け対応しています。

引き続き、学校・家庭と連携を図りながら、取り組んでまいります。

次に、学校で徴収する教材費等についてです。

教材費等は、92%の学校が口座振替により徴収しており、現金を持参させている学校もあります。滞納が続く家庭については、家庭訪問や保護者面談により督促を行うほか、児童手当や就学援助費からの充当制度を紹介するなど、未納が生じないように取り組んでいます。

次に、給食費の公会計化についてです。

2025年（令和7年）4月からの公会計化に向け、学校に対しては、今月から公会計化の目的や必要な手続き、運用等についての説明会を開催するとともに、来年2月に、現在構築中の学校徴収金システムの操作研修を実施することとしています。

保護者に対しては、来年1月に公会計化について文書等で周知を行い、その後、給食の申込みや給食費の納付に必要な手続きの案内等を行う予定です。

次に、給食業務の変更については、これまで学校給食会が担っていた食材の契約・発注・支払いなどの事務を、今後は、本市の関係規程等に基づいて処理することとなります。

予算については、学校給食費を歳入とし、食材調達費を歳出として、予算編成を行うこととなります。 予算を有効に活用し、食育や地産地消の推進にこれまで以上に取り組んでまいります。

順序	5	質問日	12月5日	会派名	水曜会	名前	加藤 陽一郎
----	---	-----	-------	-----	-----	----	--------

発 言 の 要 旨							
2 安心・安全なまちづくりについて							
(2) 今後の学校体育館への空調整備について							

[教育長答弁]

今後の学校体育館への空調整備についてです。

このたびの学校体育館への空調整備は、災害時における避難所での熱中症事故を防ぐことなどを目的に、まずは、基幹緊急避難場所に指定されている24校に空調を整備することとしたものです。

今後の整備については、今回整備する空調機的能力、断熱性との関係、光熱費の状況等、効果を検証するとともに、子どもたちの教育環境の充実の視点や国の動向も踏まえ、検討していきたいと考えています。

順序	10	質問日	12月6日	会派名	誠友会	名前	大村 展正
----	----	-----	-------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨	
4	小中学校の不登校問題について
①	小中学校の不登校児童生徒数について
②	不登校の要因について
③	スペシャルサポートルーム（SSR）について
④	本市における未然防止や支援の取組について

〔教育長答弁〕

小中学校の不登校問題についてです。

本市の2023年度（令和5年度）の不登校児童生徒数は、小学校641人、中学校919人です。

不登校の要因については、

- ・学校生活に対してやる気が出ない
- ・生活リズムが崩れている 等が主な理由となっています。

次に、スペシャルサポートルームは、不登校気味で自分の教室に入れたい児童生徒に個に応じた支援を行う、学校内に設けた教室です。

本市では、校内フリースクール「きらりルーム」として2018年度（平成30年度）から設置しており、児童生徒の特性に応じて個別の支援計画を作成し、社会的自立に必要な力を身に付けることができるよう支援しています。

次に、不登校の未然防止の取組についてです。

校長研修や生徒指導主事研修等において、欠席しがちな児童生徒に焦点を当て

- ・絆づくりを大切にした教育活動
- ・健康状態や気持ちの変化の把握
- ・授業中の声掛けや家庭訪問
- ・スクールカウンセラーとの連携

などの具体的な事例を示しながら早期対応について指導しています。

順序	13	質問日	12月9日	会派名	公明党	名前	生田 政代
----	----	-----	-------	-----	-----	----	-------

発言の要旨	
2	HPVワクチンの取組について
③	本市のがん教育の現状について
5	教育行政について
	・児童生徒の学力の状況及び学力向上に向けた今後の取組について

[教育長答弁]

本市のがん教育の現状についてです。

各小中学校では、体育科及び保健体育科の授業で生活習慣病の予防の一環として、がんについて学習しています。

特に中学校では、学習指導要領にがんの予防について取り扱うこととされていることを踏まえ、文部科学省が作成、紹介している映像教材、専門家による学習プログラム、がんに関連のあるウェブサイト等を活用してがん教育に取り組んでいます。

今年度、中学校4校ががん専門医による授業を行っています。

その中で、

- ・日本の がんの現状
- ・がんの原因、予防 等

がんが身近な病気であることや、がんの治療には早期発見・早期治療が大切であること等を学習しており、がんについて正しい知識を身に付けるとともに、自身の健康への関心を高め、望ましい生活習慣と健康の保持増進について考え行動する力を養っています。

次に、本市の子どもたちの学力の状況及び学力向上に向けた今後の取組についてです。

これまでの全国学力・学習状況調査の結果からは、「授業が楽しい」と回答する児童生徒の割合などについて、一定の成果が認められるものの、国語や算数・数学などの教科学力の状況は、国・県の平均と比較して、下回る状況が続いています。

とりわけ、近年、正答率40%未満の児童生徒の割合が増加しており、これらの状況には、危機感を持っています。

このため、今年の全国学力・学習状況調査の結果を受け、まずは、小・中学校の校長会において、現状に対する危機感の共有と、宿題を含めた適切な家庭学習習慣の取組を要請したところです。

各学校では、「結果・分析・取組シート」を作成して、つまずきの状況や要因を分析し、その中であきらかになった課題を克服するための授業改善を行っています。

また、授業以外に時間を確保し、基礎学力の定着を図るドリルやテストを実施するとともに、必要な家庭学習に取り組むようにしています。

学力の向上は、その学年で身に付けることを着実に身に付けていくことと、そのために、テストなどで把握した、つまずきや課題を早期に克服・改善していくことが重要だと考えており、今後も、そうした取組をさらに検討してまいります。

順序	17	質問日	12月9日	会派名	市民連合	名前	阿部 直文
----	----	-----	-------	-----	------	----	-------

発 言 の 要 旨	
1	若い世代の政治参画に係る課題について (2) 教育現場における主権者教育の取組状況及び課題
2	教職員の働き方改革に係る課題について ・持ち帰り業務の実態調査を踏まえた、取組及び改善状況

[教育長答弁]

教育現場における主権者教育の取組状況、及び課題についてです。

学校は、社会科や総合的な学習の時間等で、

- ・法や政治制度の意義を学び、政治参加の在り方について考える。
- ・企業から経営戦略提案等のミッションを受け、協働で調査し、企画提案する等の学習に取り組んでいます。

また、授業だけでなく、児童会や生徒会の自治活動において、生徒指導規程の内容について議論し、見直しを行ったり、祭りなどの地域行事にボランティアとして参加し、よりよい地域づくりに貢献したりする等、学校生活や社会に主体的に参画する力や意欲を育てています。

高等学校では、総務省と文部科学省が作成した副教材「私たちが拓く日本の未来」を活用し、有権者になるということや選挙の実際について、より具体的に学習しています。

課題としては、子どもたちがよりよい社会の実現に向けて、国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力等、主権者として必要な力を育成するために、教科等横断的な視点で教育内容をより充実させていくことが必要だと考えています。

次に、教職員の働き方改革についてです。

これまで、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、本来の業務に専念できるよう、校務補助員や部活動指導員の拡充、17時以降の電話連絡制限、留守番電話設置など、業務量削減に向けた環境整備をしてきました。

こうした取組や各校の業務の見直し等により、昨年度、時間外在校等時間が月45時間以内の教職員の割合は、小学校92.7%、中学校69.8%で、集計を始めた2018年度（平成30年度）と比べ、小学校で24.1ポイント、中学校で29.4ポイント改善しており、2022年度（令和4年度）の全国調査と比べても、小学校で約30ポイント、中学校で約23ポイント上回っています。

今年6月の調査における、教諭の1日あたりの持ち帰り業務の時間は、小学校17分、中学校12分で、昨年度11月調査と比べ、小学校で4分、中学校で5分縮減しており、

2022年度（令和4年度）実施の国の調査と比べても、小学校で約20分、中学校で約25分少ない結果でした。

また、授業づくりにあてる時間があると感じる職員の割合も、2018年度（平成30年度）と比べ、小学校で5.1ポイント、中学校で16.2ポイント改善しており、「仕事にやりがいを感じる」教職員の割合は、小学校で93.8%、中学校で87.6%となっています。

これらの結果から、時間と意識の両面で大きな成果が表れているととらえています。

さらに、8月には、これまでの実態調査の結果をもとに、各校に教職員と対話を通して業務改善の具体的な対策を行うよう指示をしています。

各校では、調査の結果や取組を分析し、「校務補助員への業務依頼の内容や方法を見直す」「会議を減らし、ICTを活用した情報共有を行う」など、実態に応じた業務改善に取り組んでおり、好事例は、全校で共有できるようにしています。

こうした取組により、9月の時間外在校等時間が月45時間以内の教職員の割合は、昨年度の同時期より小学校で3.4ポイント、中学校で5.5ポイント改善しています。

引き続き、実効性のある働き方改革につながるよう、取組を進めていきます。

順序	20	質問日	12月10日	会派名	新政クラブ	名前	八杉 光乗
----	----	-----	--------	-----	-------	----	-------

発 言 の 要 旨							
7 教育行政について							
① 小中学校体育館への空調設備整備事業について							
ア 全小中学校に整備することへの教育委員会の所見							
イ 教育環境格差を解消するための対応							
② 学校給食の新たな運営体制について							
ア 新親子方式の導入に至った背景やメリット							
イ 試行実施の内容と検証結果、今後の給食調理場の在り方							
③ 学校給食の衛生管理について							
ア 給食調理場の衛生管理の充実に向けた取組状況							
イ 給食調理場の作業環境と空調設備の整備状況							
④ 望ましい学校教育環境の在り方について							
ア 福山市学校規模・学校配置の適正化計画（第1要件）の取組の成果と課題、今後の改善点							
イ 本市が目ざす学びを実現する学校教育環境の基本的な考え方							

〔教育長答弁〕

小中学校体育館への空調設備整備についてです。

このたびの学校体育館への空調整備は、災害時における避難所での熱中症事故を防ぐことなどを目的に、まずは、基幹緊急避難場所に指定されている24校に空調を整備することとしたものです。

今後の整備については、今回整備する空調機的能力、断熱性との関係、光熱費の状況等、効果を検証するとともに、子どもたちの教育環境の充実の視点や国の動向も踏まえ、検討してまいります。

現状においては、学習内容等を工夫することで、室内が高温となる時期は使用を控える、空調設備を設置している普通教室などで授業を行う、また、スポットクーラーや大型扇風機を活用するなどの対応を継続していきたいと考えています。

次に、学校給食の新たな運営体制についてです。

新親子方式の導入に至った背景とメリットについてです。

昨年度から試行的に、小学校で調理した給食を近隣の小学校1校に、または小学校1校及び中学校1校に配送する新親子方式を、児童生徒数の減少や給食調理場の老朽化等の課題に対応し、安心・安全で質の高い給食の継続的な提供と食育の推進を図ることを目的に実施することとしました。

新親子方式の導入のメリットとしては、

- ・調理場間の食数の平準化
- ・人材育成と食育の充実
- ・空調設置など効率的な環境整備が挙げられます。

次に、試行実施の内容と検証結果についてです。

昨年度の試行状況を踏まえ、今年度はグループ編成を見直し、施設設備の整備や新たな人員配置を行った結果、どのグループにおいても、安定的に温かい給食を提供し、計画的に食育の取組を進めることができています。

来年度からは、段階的に新親子方式のグループを増やし、2027年度（令和9年度）から、計40の調理場で調理し、配送する運営体制で実施していく考えです。

調理場には、食数に応じた調理設備の整備など、必要な対応を行ってまいります。

次に、学校給食の衛生管理についてです。

ハード面の取組として、給食室の床が乾いた状態で作業するドライ運用を進めてまいりました。

また、ソフト面の取組として、管理栄養士等が調理場を巡回し衛生指導を行うほか、夏季休業時には、給食技術員を対象に衛生管理研修を行っています。

次に、本市の調理場の作業環境についてです。今年7月の温度、湿度の状況は、空調設備を整備した調理場を除き、国の基準を超えています。

新親子方式の取組の中で、昨年度から空調設備と天吊り型冷房設備の整備を計画的に進めているところであり、2027年度（令和9年度）を目途に全ての調理場に空調を整備してまいります。

望ましい学校教育環境の在り方についてです。

学校再編の取組の成果と課題については、これまで、2015年度（平成27年度）に策定した「小中一貫教育と学校教育環境に関する基本方針」及び「学校規模・学校配置の適正化計画（第1要件）」に基づき、一定の集団規模の教育環境を整えるため、学校再編に取り組んできました。

成果として、子どもたちは、地域の方々の温かい協力を得て再編でめざしている、多様性を認め合い、自ら考え、意欲的に学ぶ姿に向け、切磋琢磨しながら着実に力をつけ成長しています。

再編後の学校に係るアンケート調査では、9割以上の児童生徒が「学校が楽しい」と答え、授業について、「『分かった・できた』と実感することがよくある」と、9割以上が答えています。

また、保護者は、「仲間が増えて、いろいろと刺激を受けて成長している」「社会に出ていく上で、人との関わりを学んでいかなければならないので、人数が多いことはメリット

がある」と回答するなど、子どもが多様な友だちと関わり、人間関係を築きながら成長している姿を通して、学校規模が大きくなったことを肯定的に捉えています。

また、どの学校においても、再編後も地域とのつながりを大切にし、

- ・遺芳丘小学校のかかしづくりと農業体験
- ・駅家北小学校のほたる学習
- ・想青学園の独自教科「S O S E I 学」における探究学習
- ・新市中央中学校の地域や企業と協働した課題解決学習
- ・加茂小・中学校の山野地域でのフィールドワーク など

それぞれの地域の多彩な資源を活用した特色ある教育活動が展開されています。

課題としては、開校当初、新しい環境になかなか馴染めない、友だち関係がうまくいかないといった子どももいました。

対話を大切にした個別の支援や仲間づくりを行うことで、だんだんと友だちが増え、学校生活に馴染んでいきました。

今後の改善点としては、子どもたちが新しい学校生活にスムーズに移行できるよう、より計画的、効果的に、事前の交流事業を実施する必要があると考えています。

次に、本市がめざす学びを実現する学校教育環境の基本的な考え方についてです。

本市では、子どもたちが未来に夢や希望を持ち、自ら学び育っている姿を思い描き、

- ・よりよい社会をつくるために自ら主体的に考え行動できること
- ・福山に愛着と誇りを持ち、様々な世界で活躍すること

をめざし、学びに向かう力、学び続ける力を育成する学校教育を推進しています。

子どもたちを取り巻く環境や学校の課題はより複雑化、多様化しており、一定の集団規模を確保する中で、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、地域や社会と連携・協働した学校運営の推進など、義務教育学校をはじめとした新しい時代の学校教育環境の整備を進めていく必要があると考えています。

今後、附属機関である学校教育環境検討委員会に望ましい学校教育環境の在り方について諮問し、答申を踏まえた新たな基本方針の策定に取り組んでいく考えです。

順序	21	質問日	12月10日	会派名	無所属	名前	石岡 久彌
----	----	-----	--------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨							
2 生徒の学力向上問題について							

[教育長答弁]

本市の学力向上に向けた取組についてです。

全国学力・学習状況調査において、国語や算数・数学などの教科学力が国・県の平均と比較して、下回る状況が続いており、とりわけ、近年、正答率40%未満の児童生徒の割合が増加していることに危機感を持っています。

そのため、小・中学校の校長会において、現状に対する危機感の共有と、適切な家庭学習の取組を要請したところです。各学校では、つまずきの状況や要因を分析し、課題を克服するための授業改善を行っています。

今後も学力の向上に向けて、その学年で身に付けることを着実に身に付けていくことができるよう、取り組んでまいります。

順序	22	質問日	12月10日	会派名	無所属	名前	三好 剛史
----	----	-----	--------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨	
1	自衛隊による自衛官募集活動について (2) 学校での防災講座について
2	望ましい学校教育環境の在り方の基本方針策定について

[教育長答弁]

学校での防災講座についてです。

自衛隊による防災講座は、今年度2校の中学校で実施しました。

自然災害で、実際に救助活動などに携わる自衛官から、災害の恐さや避難の際に実際に取るべき行動など、直接話を聞くことは、災害をより身近なこととして捉え、自らの命を守る行動につながる有意義なものと考えています。

なお、防災講座の際に、1校でパンフレットを配付していますが、募集活動は行われていません。

次に、望ましい学校教育環境の在り方の基本方針策定についてです。

学校教育環境検討委員会への具体の諮問事項は、教育委員会会議で協議し、決定します。市民公募委員の募集の目的は、子どもたちを取り巻く環境や学校の課題がより複雑化、多様化しており、市民の皆様から広くご意見を伺い、教育行政に反映させるためです。

今後、これまでの学校再編の成果等も踏まえる中で、学校教育環境検討委員会からの答申を受け、新たな基本方針の策定に取り組んでいく考えです。

不登校児童生徒や特別支援学級が増加する中、「個別最適な学び」と「協働的な学び」に一体的に取り組むとともに、多様な学びの場を充実していくことが重要です。

「個別最適な学び」は、個々の子どもの興味・関心・つまずき等を踏まえて、きめ細かく指導、支援するものであり、学校規模にかかわらず、すべての子どもたちに必要なことです。「個別最適な学び」とともに、異なる考え方が組み合わせり、より良い学びを生み出す「協働的な学び」の充実を図り、学習指導要領に定められている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、教育環境の構築に取り組んでまいります。

1 広瀬学園小学校・広瀬学園中学校及び常石ともに学園への入学・転入学に係る申請状況について

(1) 福山市立広瀬学園小学校及び福山市立広瀬学園中学校

ア 申請期間

11月6日(水)から15日(金)まで

イ 対象児童生徒

福山市内在住の者で、次のいずれかに該当する者

- ・大きな集団での生活・学習が難しい者
- ・在籍校での登校が難しい者
- ・児童養護施設「福山ルンビニ園」に在籍している者
- ・広瀬学園の教育環境を希望している者

ウ 申請状況

校種	学年	定員	募集人数	申請者数
小学校	新1年生	10人	10人	2人
	新2年生	10人	4人	0人
	新3年生	10人	4人	0人
	新4年生	10人	3人	1人
	新5年生	10人	6人	2人
	新6年生	10人	0人	0人
	計	60人	27人	5人
中学校	新1年生	15人	5人	8人
	新2年生	15人	1人	0人
	新3年生	15人	1人	0人
	計	45人	7人	8人

※定員及び募集人数は、概ねの人数

※募集人数は、2024年度(令和6年度)の広瀬学園小学校及び広瀬学園中学校の児童生徒数を考慮し、教育委員会が定めた人数

エ 抽選

中学校新1年生のみ抽選を実施

オ オープンスクール

- ・開催日程 11月2日(土)
- ・参加人数 延べ29人(保護者を含む)

(2) 福山市立常石ともに学園

ア 申請期間

10月31日(木)から11月15日(金)まで

イ 対象児童

保護者の送迎等により通学できる者(市外在住者も含む)

ウ 申請状況

校種	学年	定員	募集人数	申請者数
小学校	新1年生	30人	30人	34人(7人)

※新1年生のみ募集

※募集人数は、2024年度(令和6年度)の常石ともに学園の児童数を考慮し、
教育委員会が定める

※()は、申請者の内、申請時点において福山市外に在住している者の数

エ 抽選

抽選を実施

オ オープンスクール

- ・開催日程 10月24日(木)～26日(土)、28日(月)～30日(水)
- ・参加人数 延べ84人(保護者を含む)

議第 4 1 号

臨時代理の承認を求めることについて（議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出）

福山市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 2 9 年教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について別紙のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により、報告し、承認を求める。

(別紙)

議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたので、同意する旨回答する。

- 1 令和6年度福山市一般会計補正予算（第6号）（教育委員会関係分）

1 令和6年度福山市一般会計補正予算（第6号）（教育委員会関係分）

【歳出】 総額 114,000 千円

(1) 物価高騰に伴う給食材料費の上昇分の補填 114,000 千円

区 分	補正の概要	金額(千円)
学校給食運営事業	物価高騰に対応した保護者の負担軽減	114,000

議第42号

福山市教育委員会会議規則及び福山市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正について

福山市教育委員会会議規則及び福山市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正については、別紙のとおりとする。

(改正理由)

市民団体等からの請願陳情に係る教育委員会会議への諮り方について、実状に合った取扱いとするため、所要の改正を行うもの。

(改正要旨)

1 福山市教育委員会会議規則の一部改正について

請願陳情について、教育長が必要と認めるときは会議に諮り採否を決定することとするもの。
(第10条関係)

2 福山市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正について

会議の議決事項のうち、請願陳情に関することについて、教育長が必要と認めるものに限ることとするもの。
(第2条関係)

(施行期日)

公布の日

(別紙)

教育委員会規則第 号

福山市教育委員会会議規則及び福山市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

(福山市教育委員会会議規則の一部改正)

第1条 福山市教育委員会会議規則(昭和41年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>第2章 会議</p> <p>第10条 教育委員会に対する請願陳情は文書をもってしなければならない。</p> <p>2 教育委員会に対し請願陳情をしようとするものは、教育長の許可する時間内において事情を述べることができる。</p> <p>3 教育長は<u>必要がある</u>と認めるときは<u>請願陳情を会議に諮り</u>採否を決しなければならない。</p>	<p>第2章 会議</p> <p>第10条 教育委員会に対する請願陳情は文書をもってしなければならない。</p> <p>2 教育委員会に対し請願陳情をしようとするものは、教育長の許可する時間内において事情を述べることができる。</p> <p>3 教育長は<u>請願陳情を会議に諮り</u>採否を決しなければならない。</p>

(福山市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正)

第2条 福山市教育長に対する事務委任等に関する規則(平成29年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(教育委員会議決事項)</p>	<p>(教育委員会議決事項)</p>

<p>第2条 教育委員会の会議において議決を要する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (20) (略)</p> <p>(21) 請願及び陳情に関する<u>こと</u>。(教育長が必要と認める<u>ものに限る。</u>)</p> <p>(22) (略)</p>	<p>第2条 教育委員会の会議において議決を要する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (20) (略)</p> <p>(21) 請願及び陳情に関する<u>こと</u>。_____</p> <p>_____</p> <p>(22) (略)</p>
--	---

議第43号

福山市学校給食費の徴収に関する規則の制定について

福山市学校給食費の徴収に関する規則の制定については、別紙のとおりとする。

(制定理由)

学校給食費を公会計化することに伴い、学校給食費の徴収に関し必要な事項を定める必要がある。

(制定要旨)

- 1 学校給食の申込みについて定めるもの。 (第3条関係)
児童等の保護者及び教職員等は、学校給食を受けようとする日の5日前までに、教育委員会に申込書を提出する。
- 2 学校給食費の徴収及び日額について定めるもの。 (第4条・第5条関係)
学校給食費として、小学校、義務教育学校（前期課程）及び幼稚園は日額255円を、中学校及び義務教育学校（後期課程）は日額290円を徴収する。
- 3 学校給食費の納付等について定めるもの。 (第6条関係)
学校給食費負担者は、日額に学校給食の年間予定実施回数に乗じて得た額を、9期に分け、口座振替により納付する。また、学校給食費の納付をしないときは、遅延損害金を納付しなければならない。
- 4 学校給食の提供の停止について定めるもの。 (第7条関係)
連続して5日以上学校給食を停止する場合又は停止した学校給食を再開する場合は、それぞれその5日前までに学校給食停止・再開届を教育委員会に提出する。
- 5 学校給食費の還付及び充当について定めるもの。 (第9条関係)
学校給食費の過誤納金を還付する場合において、未納の学校給食費又は遅延損害金があるときは、これらに充当する。

(施行期日)

2025年（令和7年）4月1日

(別紙)

教育委員会規則第 号

福山市学校給食費の徴収に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市立学校において実施する学校給食に係る学校給食費の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)市立学校 福山市立学校設置条例（昭和41年福山市条例第95号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園をいう。
- (2)学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する給食をいい、幼稚園においてその幼児に実施する給食を含む。
- (3)学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費及び幼稚園における給食の実施に関する給食費をいう。
- (4)保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びこれに準ずる者として教育委員会が認めた者をいう。
- (5)教職員 市立学校及び福山市給食センターに勤務する教職員をいう。
- (6)学校給食費負担者 学校給食を受ける児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）の保護者並びに教職員その他学校給食を受ける者（以下「教職員等」という。）をいう。

(学校給食の申込み)

第3条 学校給食を受けようとする児童等の保護者及び教職員等は、福山市学校給食申込書（以下「申込書」という。）により教育委員会に申し込まなければならない。

- 2 学校給食を受けようとする児童等の保護者及び教職員等は、学校給食を受けようとする日の5日前まで（福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則（平成14年教育委員会規則第7号）第17条第1項、福山市立幼稚園の管理及び学校教育法の実施に関する規則（平成14年教育委員会規則第8号）第7条及び福山市立福山中・高等学校学則（平成15年教育委員会規則第24号）第6条

に規定する休業日（以下「学校休業日」という。）は除く。）に、教育委員会に申込書を提出するものとする。

3 前項の申込書は、当該児童等が市立学校に在籍している期間、その効力を有するものとする。ただし、福山市立幼稚園に在籍する幼児が市立学校に入学する際は、申込書を改めて前項の期間内に提出しなければならない。

4 教育委員会は同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による申し込みがない場合において、必要があると認めるときは、児童等に対して学校給食を実施することができる。

（学校給食費の徴収）

第4条 教育委員会は、学校給食を受ける児童等の保護者及び教職員等から学校給食費を徴収する。

（学校給食費の日額）

第5条 前条の規定により徴収する学校給食費の日額は、別表第1のとおりとする。

（学校給食費の納付等）

第6条 学校給食費負担者は、別表第1に規定する日額に、その年度において予定される学校給食の実施回数（以下「年間予定実施回数」という。）を乗じて得た額を9で除した額（当該除して得た額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額。以下「納付月額」という。）を、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める納付期限までに納付しなければならない。ただし、教育委員会は、特別な事情によりこれにより難いと認めるときは、別に納付期限を定めることができる。

2 教育委員会は、納付月額に9を乗じて得た額と、別表第1に規定する日額に年間実施回数を乗じた額との間に差額が生じたときは、その差額に相当する額を、別表第2の第9期の納付月額に加算し、又は当該納付月額から減額し、徴収するものとする。

3 食材に関する特別の配慮を必要とする児童等並びに転入若しくは転出により各年度の途中から学校給食を受け、又は受けないこととなる児童等その他特別な事情があると教育委員会が認める児童等に係る学校給食費の額であって、前項の規定により難いと認められるものについては、同項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める。

4 学校給食費の納付は、口座振替の方法による。ただし、これにより難いときは、納付書による納付その他の方法によることができる。

5 学校給食費負担者は、学校給食費の納付をしないときは、第8条の規定により算出される遅延損害金を納付しなければならない。

(学校給食の提供の停止等)

第7条 学校給食費負担者は、傷病その他やむを得ない理由により連続して5日以上学校給食の停止を希望するときは、停止をしようとする日の5日前まで(学校休業日を除く。)に、学校給食停止・再開届を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、当該理由がその翌年度も継続するときは、年度ごとに学校給食停止・再開届を提出するものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 学校給食費負担者は、前項の規定により停止した学校給食の再開を希望するときは、再開をしようとする日の5日前まで(学校休業日を除く。)に、学校給食停止・再開届を教育委員会に提出しなければならない。

(遅延損害金)

第8条 第6条第5項の遅延損害金の算出は、同条第1項の学校給食費で未納のもの額(当該未納のもの額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該未納のもの額が2,000円未満であるときは、当該端数の額又は当該未納のもの額を切り捨てた額)に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条に定める法定利率の割合を乗じて得た額に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)として行うものとする。ただし、遅延損害金の額が2,000円未満であるときは、この限りでない。

2 前項に定める年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間においても、365日当たりの割合とする。

(学校給食費の還付及び充当)

第9条 教育委員会は、学校給食費負担者から納付された学校給食費に係る過誤納金があるときは、当該過誤納金を当該学校給食費負担者に還付するものとする。

2 前項の規定により過誤納金の還付をする場合において、当該還付を受けるべき学校給食費負担者に未納の学校給食費又はこれに係る遅延損害金があるときは、当該過誤納金を未納に係る学校給食費又は遅延損害金に充当するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、学校給食費の徴収に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の規定による学校給食費の徴収に関し必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

別表第1 (第5条関係)

区 分		日 額
保護者	福山市立小学校、義務教育学校（前期課程）及び幼稚園	255 円
	福山市立中学校及び義務教育学校（後期課程）	290 円
教職員	福山市立小学校、義務教育学校（前期課程）及び幼稚園並びに給食センター	255 円
	福山市立中学校及び義務教育学校（後期課程）	290 円
その他学校給食を受ける者		学校給食を受けた市立学校の区分の金額

別表第2 (第6条関係)

区 分	納付期限
第1期	7月末日
第2期	8月末日
第3期	9月末日
第4期	10月末日
第5期	11月末日
第6期	12月末日
第7期	1月末日
第8期	2月末日
第9期	3月末日

議第44号

福山市立幼稚園の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について

福山市立幼稚園の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正については、別紙のとおりとする。

(改正理由)

福山市立幼稚園において、毎年、気温の高い酷暑が続いている現状に鑑み、幼児の健康上の負荷を軽減するため、休業日を変更するもの。

(改正要旨)

福山市立幼稚園の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正

1 各学年の学期について、第1学期を4月1日から7月31日までとし、第2学期を8月1日から12月31日までとするもの。

(第6条関係)

2 休業日について、夏季休業日を7月21日から8月24日までとするもの。

(第7条関係)

(施行期日)

2025年(令和7年)4月1日

(別紙)

教育委員会規則第 号

福山市立幼稚園の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則

福山市立幼稚園の管理及び学校教育法の実施に関する規則（平成14年福山市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(学期)</p> <p>第6条 各学年の学期は、次のとおりとする。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>7月31日</u>まで</p> <p>第2学期 <u>8月1日</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 翌年1月1日から3月31日まで</p> <p>2 (略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第7条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 夏季休業日 <u>7月21日</u>から<u>8月24日</u>まで</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(学期)</p> <p>第6条 各学年の学期は、次のとおりとする。</p> <p>第1学期 4月1日から<u>8月31日</u>まで</p> <p>第2学期 <u>9月1日</u>から12月31日まで</p> <p>第3学期 翌年1月1日から3月31日まで</p> <p>2 (略)</p> <p>(休業日)</p> <p>第7条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 夏季休業日 <u>8月1日</u>から<u>8月31日</u>まで</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。